

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.27 (2023.4.3)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

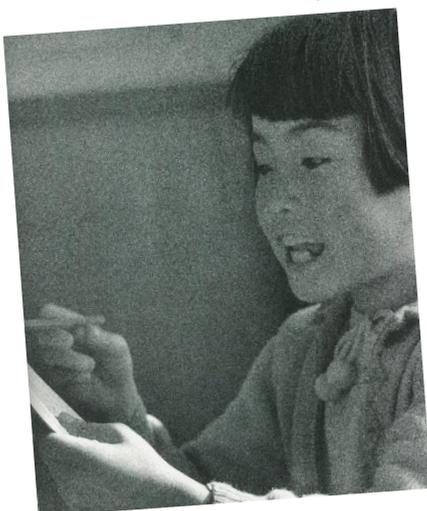
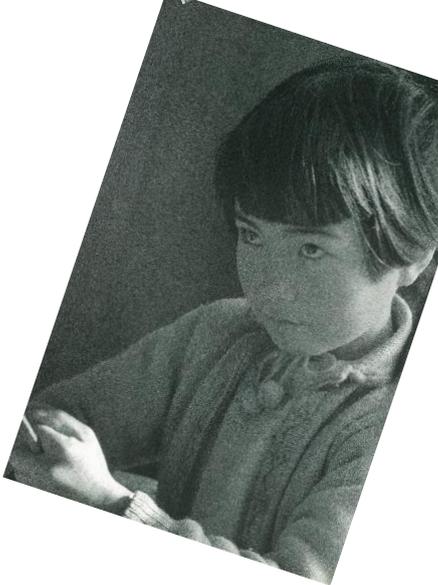
目次

- ① 『未来誕生』 P1~2
- ② 【報告】「内閣府方針」撤回陳情の採決結果 P2~3
- ③ 戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言 P4
- ④ 安全保障関連法施行7年 P5
- ⑤ 東大和市長・市議として求められる資質とは P5~7
- ⑥ 替え歌・裁判情報・自由と人権定例会のお知らせ P8

ご自由に
お持ちください



「自由と人権」
ホームページ



【『写真集／未来誕生』（一莖書房 1986年）】より ※画像転用はご遠慮ください。



東京新聞 2月11日朝刊 土曜プレミアム「一枚の物語 学びの心に火をつける」(左画像)に掲載されていた写真が、ぼくの心に残った。とにかく素敵な笑顔である。「わかった!」という声が聞こえてきそう。

原本の『写真集/未来誕生』(川島浩:撮影・斎藤喜博:文)では、この写真は他の何枚かの画像とともに掲載されている。授業中の子どもの変化がわかるようにとの仕立てであろう。その中の数枚を利用させていただいた(この画像の掲載を許可していただいた川島浩さんのご家族に、

改めて感謝します)。

今の学校にこれと同じような瞬間があるだろうか。自由を奪われ管理されつくされたかのように見える学校にも皆無ではないだろうが、60年以上前、群馬県島小学校では珍しい事態ではなかったようだ。

これと似たような写真を見たことがある。『学ぶこと変わること一写真集・教育の再生をもとめて』(筑摩書房 1979年)、林竹二さんの湊川高校での実践である。



【報告】

東大和市議会での「内閣府方針」撤回陳情の採決結果

結果からお伝えします。

3月20日(月)に開かれた東大和市議会本会議において、「内閣府方針」撤回陳情は、10名の反対と9名の賛成で、不当にも不採択とされました。詳しい内訳は以下のとおりです。

反対：自民(3名) 公明(5名) 会派と保守系無所属(2名)の10名

賛成：共産(3名)・やまとみどり(3名)・興市会(2名)・生活者ネット(1名)の9名

同陳情は、3月9日(水)の総務委員会において、3対2(賛成：森田、大后、床鍋議員 / 反対：佐竹、蜂須賀議員)で採択されたものです。

ちなみに、(議会事務局に聞いた情報ですが、)本会議での賛否の各合計については、具体的にだれが賛否に回ったかは、20日時点では確認できていないとのこと?? (※これについては別立てで述べます。)

総務委委員会に関わる第2号議案から第11号議案までが一括で議題にされました。第2と第3が議案、第4~第11までが陳情です。「自由と人権」が72名の賛同者と共に提出した「内閣府方針」撤回陳情は第11の5第7号陳情に当たります。一括議題だったため、登壇した議員すべてが本陳情に対する賛否に触れたわけではありませんでした(これもおかしなことではありますが……)。一括議題にすることまでは否定しませんが、各陳情に対する賛否の意見を明らかにする必要があると思います。それができないなら、一括議題そのものをやめるほかありません。

反対討論には佐竹議員(公明)と森田議員(自民)、が立ち、賛成討論には森田議員(共産)と床鍋議員(やまとみどり)が登壇しました。床鍋議員は、本陳情については触れませんでした。それぞれの発言



内容は総務委員会の時とほぼ同じです。

反対討論では、憲法第 15 条 1 項の公務員の選定、罷免は国民の権利であることから、国民の代表である総理大臣が、国費が投入されている国家機関の一部である日本学術会議の会員の選定に関与することは当然であること、2020 年 10 月の任命拒否の理由を明らかにしないことは、憲法第 23 条の学問の自由を抵触することになるので正当、学術会議の会員選考に当たって透明性を高め、ガバナンス求めるために外部選考委員を導入することは必要、というようなものでした。さらに、内閣府と学術会議の主張には相互にずれもあることから、どちらか一方の主張の取り下げを求めることは適当でないなどの意見もありました。

上記反対内容は、これまでの学術会議と政府とのやり取りの経緯や、海外の多くのナショナル・アカデミーが、自律的に会員選考する方式（コ・オプテーション方式）を採用していることを無視し、政権にとって都合のいいように法律を解釈しているものです。

憲法第 5 条 1 項はその通りであるとしても、仮に選定や罷免の権限が内閣総理大臣にあるとしても、その一存で決めていいようなものではなく、その理由が「総合的俯瞰的に判断」などというあいまいなものであってはならないのは当然です。そもそも国民の代表というのなら、それは国会であり、国会での審議こそ必要です。その審議をせず内閣総理大臣が勝手に任命拒否をするならば、独裁国家と同じです。

いっぽう、任命拒否の理由を明らかにすると学問の自由に抵触するというのは、学問の自由を侵害しているということを自白しているようなものです。しかも 1983 年に中曽根康弘首相（当時）の国会答弁「政府が行うのは形式的任命に過ぎない」については全く触れていません。

反対論は、都合の悪いことは法被りし、勝手な解釈を繰り返しているにすぎません。会議での発言が責任を問われないとはいえ、「言い得」のようなことは許されてはなりません。

「内閣府方針」の問題の本質は、まさに森田議員が言っていたとおりです。現政権のねらいは、産学官一体となった軍事大国化を進める政府方針の障害となる、日本学術会議の軍事研究反対の姿勢を転換させることです。今後も、あらゆる局面をとらえて戦争反対の姿勢を貫くことが必要です。

※賛否の各合計と議員故人の賛否の結果について

賛否の各合計はともかく、各議員が議題、陳情、請願に対してどのような採決をしたのかは、当日には議会事務局では確認していないそうです。賛否の合計については目視で確認するが、録画を見て確認するわけではないとのこと。

録画した動画を配信業者に回してしまうので、それができるまで 1 週間ぐらいかかり、それから確認するという。なんと悠長なことかと思う。各議員の賛否の事実は目視ではかなわないとしても、録画した画像があるのだから、業者に回す前に、直ちにそれを見て確認することはできるはず。なぜそうしないのか非常に疑問です。「神聖な」採決結果を、1 週間も未定のままにしておくとは……。

会議の採決結果は迅速で、かつ正確でなければならない。市民に対し、1 日でも、1 時間でも早く、正しく知らせるべきであるという自覚がないのだろうか。正確で素早い情報は、市民の求めるところ。すぐにでもその方向に舵を切ってもらいたいと強く思います。

(2023.3.21)

12年前、原発はまっぴらごめんだと考えた



反戦・反核



78年前、もう戦争はこりこりだと思った

「自由と人権」は大軍拡に反対します

「自由と人権」は公民館登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。原則的に第2土曜日(3月は休会)午後、(主に東大和市立中央公民館で)定例会を持っています。定例会の内容は自由です。関心のある方は直接おいていただくか、下記までご連絡ください。

電話：090-1884-5757 (榎本) メール：eno-takanosu1737@bbm-a.jp

ホームページ：<http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm> (QRコード参照)

自由と人権
liberty & human rights



戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言

78年前、わたしたちの前の世代の人たちは、生活の全面にわたる軍事統制と強制措置、軍国主義の日本による他国侵略を原因とする軍事侵襲と空爆を受け、生命の危険にさらされました。1945年の戦争の終結によって、いのちの保障と自由を取り戻し、もう戦争はこりこりだと心の底から思ったと言います。

そして12年前、今度はわたしたち自身が、東日本大震災を引き金とした福島第一原発事故により、核被曝とその恐怖を味わうこととなりました。実際、膨大な数の人々が住み慣れたふるさとを追われ、原発事故関連死に至った人も少なくはありません。避難生活は現在までも続き、放射線被曝の影響と不安は次世代までも引き継がれています。こんなことは二度と起こしてはならない、原発はまっぴらごめんだと、わたしたち自身が強く決意したものです。

ところが、戦争の終結から78年、原発事故からはわずか12年で、自身や先人の後悔と反省を忘れたかのごとく、この国の政策は逆回転を速めています。

ウクライナ戦争を口実として、他国攻撃を可能とするほどの大軍拡に手を染め、周辺諸国との緊張感をあおり、いまこの国は、明日戦争になってもおかしくないような状況です。集団的自衛権や他国攻撃能力は憲法違反の疑いが濃厚であると指摘されても、数の力で押し通してしまっただけです。さらに国は、原発政策の転換をはかるところか、原発の運転期間の延長まで実施してしまいました。原発事故による被災の回復も、避難先からの帰還や、損害賠償も完了せず、また、福島第一原発廃炉の見通しも立っていないにもかかわらずです。

わたしたちは、戦争によりいのちを奪われることも、いのちを奪うことも、拒否します。たとえ国が負けても、生きのこるほうを選びます。不当な支配に対する抵抗は、生きていてこそできるのです。死んでしまっただけでは何にもなりません、いのちがいちばん大事です。

仮に生活に不便があったとしても、原発なんかありません。核被曝の恐怖におびえるより、不便を選びます。あるのが当たり前になっている、ウォシュレットやスマホなんかなくても生きていけます。みんなが少しずつ不便を忍べば、原発なんかなくてもやっていけるのです。

原爆ももちろんなくしましょう。原爆も原発も根っこは一緒です。原爆は原発以上にあってはならないものです。無いほうがみんな幸せになれます。ヒロシマ、ナガサキ、ビキニ、フクシマ、自然災害ではありません。みんな人間がもたらしたものです。人間がなくなればいいはずはないのです。

(2023.3.11 自由と人権)

右は、憲法違反の安全保障関連法施行から 7 年目の東京新聞社説である。通常は 2 段二つの社説を載せるところ、打ち抜き 1 本の社説となっている。執筆者の危機感と意気込みが伝わってくる。

ちなみに他紙の社説は以下のとおり。

- 朝日 ①量子計算機 革新生み出せる環境を
- ②中国反スパイ法 不透明さが過ぎないか
- 毎日 ①デジタル時代の教科書 「考える力」伸ばす活用を
- ②政府の追加物価対策 対症療法では不安拭えぬ
- 読売 ①物価高支援 安易な選挙対策にならぬよう
- ②トルコ復興支援 日本の知見を役立てる時だ

どこも新たなネタに飛びつき、軍事国家化の転換点になった安保法が成立した日であることには触れてはいない。その中で東京新聞の社説は際立っていた。

安部政権が残した憲法違反の大罪は 2013 年の特定秘密保護法、2015 年の安全保障関連法(戦争法)、2017 年にはテロ等準備罪(共謀罪)、すべてが強行採決だった。

また、2014 年には集団的自衛権行使容認を閣議決定で、同年には武器輸出を「原則禁止」から「原則解禁」に変更する「防衛装備移転三原則」をまたしても閣議決定のみで変更した。

岸田政権はこれら憲法違反の法令施行と政策変更の土台の上に、安保関連 3 文書の改訂によって、戦争国家化を宣言し、3 月 28 日、大軍拡予算を含む 23 年度予算を成立させた。

わたしたちは、悪法が成立した事実も、闘いの継続も忘れてはならない。

社説

「茶色の朝」迎えぬために

安保法施行 7 年

安全保障関連法が二〇一六年三月二十九日に施行されてから七年がたちました。この法律は歴代内閣が憲法違反としてきた「集団的自衛権の行使」を容認するなど、戦後日本の安保政策を抜本的に転換するものでした。その後も憲法九条に基づく専守防衛を形骸化する動きは止まりません。

昨年十二月に改定された国家安全保障戦略では、射程の長いミサイルなど他国を直接攻撃できる敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有まで認めました。国内総生産(GDP)比 1%程度で推移してきた防衛費を倍増するための「軍拡増税」も検討されています。

安保政策の大転換で、日本が直接

一九九八年にフランスで出版された「茶色の朝」という寓話があります。作中、陽がまた昇らぬ朝早く、ドアを強くたたいた音が……

一九九八年にフランスで出版された「茶色の朝」という寓話があります。作中、陽がまた昇らぬ朝早く、ドアを強くたたいた音が……

この寓話から読み取るべき教訓は何か。それは、危うい兆候があるにもかかわらず、不自由を感じないという「事なかれ主義」で思考停止に陥り、声を上げずにいると自由な言論は封殺され、全体主義の台頭を許すに至る、ということにほかなりません。

茶色はナチスを思い起こさせる色です。ナチスが台頭し始めたときも、ユダヤ人を弾圧し始めたときも、まさか茶色に染められ、自らなくなるときが来るとは想像できなかったのかも知れません。

危険な兆候を見逃さず、その影響をとことん考え抜く。思考停止に陥らず、面倒がらずに声を上げる。そうした一人ひとりの行動の積み重ねこそが、「茶色の朝」を迎えることを阻むはずだ。

2023.3.29



東大和市長・市議として求められる資質とは

—地方自治選挙で候補者にあえて問う、国家的課題への政治姿勢—

今年の4月16日には統一地方選の告示日であり、東大和市でも市長選と市議選が行われる。市長選にはすでに2名の方が立候補を表明している。

地方自治体の選挙であり、市長選も市議選も、地域の生活と教育・福祉の向上、地域経済の振興など身近な課題が争点になりがちなのは自然であるとしても、果たしてそれだけでいいのだろうか。とりわけ市長選にあっては、外交、安全保障など、国家的な課題に対し候補者がどのような政治姿勢を持っているかということも視野に入れておく必要があるのではかならうか。市長、市議が直接これらの課題に関わらないとしても、戦争と平和の問題に関して市長がどのような政治姿勢を持っているかということは、国政に及ぼす影響も無視できない。とりわけ、平和宣言都市を標榜している東大和市にとっては、その政治姿勢は重視されねばならない。

例えば、現政権がおしすすめようとしている大軍拡方針に対し、また、憲法調査会などを設けて憲法の改訂を進めようとしている現状に対し、どのような立場をとる候補者であるかということは、しっかりと視野に入れておく必要があろう。身近な話題は耳目に届きやすく、直接的な利益に関わるもので、それ自体は一概に否定できない。しかし、国家的な政策方針はそれらを飲み込み、津波のようにわたしたちの暮らしと命に直接襲い掛かるといことも忘れてはなるまい。

市民的な利益のために、明日の平和を売り渡してしまうような愚行は、断じて避けねばならない。このことを前提として、東大和市長ならびに市議としてふさわしい人物像について考えてみたい。



東大和市は1990年10月1日、恒久平和の実現と、核兵器の廃絶を願い、「平和都市」であることを宣言した。その宣言には次のようにある。「世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものである。」

また、アジア・太平洋戦争末期に連合軍側（アメリカ軍）の激しい空襲を受けながらも、奇跡的に損壊を免れた、軍需工場（旧日立航空機株式会社）内の変電所を、東大和は1995年10月1日に文化財に指定し、戦争の怖さや悲惨さ、そして平和の尊さを後世に伝えることとしている。

東大和市は、二度と戦争を起こさないという決意のもと、毎年8月に平和市民のつどいを実施、平和文集の作成、小・中学生の平和学習や広島派遣事業の実施、戦争資料展など、数々の平和事業などを行っている。さらに、昨年のロシア軍のウクライナ侵攻のさいには、ロシア連邦大統領プーチン及び、同駐日大使に抗議文を送り、戦災変電所の近くには「NO WAR」の横断幕を掲げている。

わたしたち「自由と人権」は、これらのことを高く評価する。新たな市長・市議は、これらの事業を着実に受け継ぎ、さらに発展させなければならない。そのため、東大和市長・市議となるべき人物は、反戦・平和に対する高い志と、自律的な行動が伴う人物でなければならないと考える。

わたしたち自由と人権は、これまで反戦・平和の立場から、日本学術会議の軍事研究反対の立場に賛同し、東大和市議会に対し2つの陳情を提出してきた。

そのひとつは2021年2月、東大和市議会に賛同者名簿82筆と共に提出した、「日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情」である。これは軍事研究反対の立場をとる日本学術会議の姿勢を評価し、その姿勢を維持し続けることを願い、政府が進めようとしている安全保障技術研究推進制度（大学等の研究機関に防衛装備庁が予算をつけ、軍事研究に取り込もうとするもの）に歯止めをかける目的があった。

また、今年2月には「日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府『方針』（同年12月6日）を撤回することを、政府に申し入れするよう求める陳情」を賛同者名簿72筆と共に提出した。内閣府「方針」は、軍事研究推進に道を開こうという現政権の思惑（日本学術会議が軍事研究反対の姿勢を堅持していることに否定的な見解を持つ政府が、その人事面から介入し、学術会議の方向性を歪めようとするもの）にそったもので、これを阻止しようということがそのねらいであった。

いずれも本会議で不採択になったとはいうものの、前者は11対9、後者は10対9の小差だった。軍事研究反対という主張は平和都市宣言をした東大和市の基本姿勢に沿うもので、本来であれば、議員全員の賛同を得られるべきであったが、残念ながらこれに反対する議員が多数を占めた。

また、昨年11月に東大和9条の会が東大和市議会に提出した、「安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情」は、やはり11対9の小差で不採択にされたのである。これは政権のすすめる（憲法違反の）他国攻撃を是とする大軍拡方針に反対するもので、軍事研究反対の時と同じく、平和都市宣言をした東大和市にとっては、議会をあげて賛成すべきものであった。しかるに、この陳情に対しても反対した議員が多数であったことは、前2者の陳情と同様であった。まさに議員の見識を疑わせるものであったし、反対した議員は、今後日本を取り巻く状況の中で生起する事態に対し責任を負わねばならないだろう。



再度、東大和市の平和都市宣言の一部を以下に示す。

世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものである。

ここに、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する。（1990年10月1日宣言）

ここには日本国憲法の平和を求める精神が息づいている。それは、戦争の悲惨を身を持って体験した前世代の人々の心からの叫びであったに違いない。

東大和市平和都市宣言は、まさに日本国憲法、とりわけ第9条のローカル版であると言っても過言ではない。さきに当該陳情に賛同することは、「平和都市宣言をした東大和市の基本姿勢に沿うもの」としたが、日本国憲法の精神に則るならば、本来、陳情の採択より他に道はないのである。

日本国憲法が定める、戦争と武力の放棄（憲法第9条1項）と戦力と交戦権の否定（同条2項）を誠

実に順守しようとするれば、軍事研究の推進や、5年で2倍もの大軍拡を是とすることなどあり得ない。まして他国を攻撃できる軍事力を持つなど論外である。

前記陳情を不採択とした議員は、日本国憲法第9条を否定する者たちと言ってもよい。逆に言えば、東大和市平和都市宣言を認めながら、陳情を不採択とすることは存在矛盾であることを、彼らは気づかねばならない。このことは、いままさに憲法調査会の場で憲法の改訂を進めようとする国会議員おり、それに連なる者たちが東大和市の議員の中にいることを示している。

わたしたち東大和市民は、市長・議員の別なく、それらの者たちを注意深く排除し、平和都市宣言をした東大和市の代表を選択する必要がある。足元のことにのみとらわれて、アタマのことが疎かになってはならない。東大和市民の代表たる人物は、平和都市宣言の精神を順守し、反戦・平和のゆるぎない信念を持つ者であることが望まれる所以である。



★替え歌 その① (次号につづく)

自衛隊っていいな

(日本昔ばなし「にんげんっていいな」の曲で)

おコメも野菜も 牛乳も
なんでもかんでも 値上がりで
夕焼け小焼けで 腹へった 腹へった
いいないいな 自衛隊っていいな
5年で2倍の 予算増
トマホークミサイル 持つんだろうな
ヤメロヤメロ 徴発するな
ハイハイ平和が 大事だよ!

もぐらがみていた 自衛隊
ミサイル基地を 作り上げ
夕焼けこやけで 発射して 発射して
いいないいな 自衛隊っていいな
予算は破格で 戦争ごっこ
庶民の生活 じり貧なのに
ぼくも入るか 自衛隊に入るか
やっぱりやめたよ 人殺し



いいないいな 自衛隊っていいな
アメリカとなかよく ポチャポチャおふる
あったかいふとんで 眠るんだろな
ぼくは帰る 貧乏長屋
空腹かかえて グウグウグウ

【裁判情報】

★チラシ配置拒否裁判 (控訴審)

第1回口頭弁論

4月12日(木) 午後2時30分
東京高等裁判所817号法廷(8階)
是非おいでください。

※傍聴希望者は、同法廷待合室に午後2時15分集合

【自由と人権定例会のお知らせ】

※原則的に第2土曜日午後、東大和市中公民館です。

日時：4月8日(土) 午後1時30分から
場所：東大和市立中央公民館302学習室
内容：各自のテーマを持ち寄ってください。
参加費：無料

5月20日に予定している、『闇に消されてなるものか 写真家 樋口健二の世界』の上映と講演会についても話し合います。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。